

・ 家庭用指定袋制度の見直し(平成 28 年 10 月)

本市では、平成8年 10 月から、指定袋制度を実施しています。指定袋制度の実施により、市民の分別や減量に対する意識の向上、ごみの焼却量の削減、資源回収量の増大につながり、さらには、町会を通じた配付方法を採用したことで、地域コミュニティの醸成にも大きく寄与してきました。

指定袋制度開始から約 20 年が経過し、世帯構成やライフスタイルが多様化し、また、追加袋の配付枚数が年々増加していることや家庭用指定袋を使用して事業系ごみが排出される事例が散見されていたこと等の課題がある中で、指定袋制度の見直しの必要性が生じてきました。平成 26 年8月の廃棄物減量等推進審議会において、平成8年 10 月から実施してきた指定袋制度について、様々な視点から検証され、明らかになった課題について取り組んでいくよう答申を受け、平成 28 年 10 月に指定袋制度の見直しを実施いたしました。

主な変更点として、可燃(燃やす)ごみ袋の容量を 45 リットルから 35 リットルに変更。容器包装プラスチック袋とペットボトル袋を容器包装プラスチック・ペットボトル兼用袋とし、資源物袋、複雑ごみ袋、埋立ごみ袋を資源・複雑・埋立兼用袋としました。また、変更に伴い、色・デザインも一新しました。変更後においても、市民のみなさまの意見を拝聴しながら、介護世帯や子育て世帯への可燃(燃やす)ごみ袋の加配、可燃(燃やす)ごみ袋の形状変更等を実施しました。

